

## 前回（平成 24 年度第 3 回）審議時における委員からのご意見ご質問（概要）

## 風力発電について（1 / 2）

委員からのご意見ご質問	事務局説明
<p>○村尾副会長 市街地と山の方の地域を区別する第 1 種、第 2 種というのが、必ずしも風力の事業に関する区分として<u>適切かどうか</u>というのは、いろいろ話が出てくると思います。その特定地域で実施されるときというのを项目的に指定することはできないものなのですか。例えば、風力に関しては、第 2 種というのは、必要性を個別に判断する、場所は特定しない、こういう事業については今までの特定地域に関して第 2 種事業が特定されるとか、恐らく、もともとの環境影響評価の第 2 種というのは、場所を指定するのではなくて、必要性を個別に判断するだけだったように思うのです。</p> <p>○吉田委員 特に景観面から言いますと、こういった風力発電のような高いものをつくるのは、平地におけるランドマークとして非常に目立つ効果が高いです。山地、丘陵地に比べて景観的なイメージビリティーはるかに高いということなので、市街地と北区、東区の市街化調整区域を一緒くたにするというのはちょっとどうかと思います。ですから、<u>1 種、2 種をなくしてしまっ</u>て考えるような考え方も高いものについてはあり得ると思いました。</p>	<p>○風力発電事業における第 1 種、第 2 種の区分について</p> <p>風力発電事業において問題となるバードストライクについて、情報不足のため市内において特に注意すべき地域があるかどうか不明であること、また、景観についての影響も考慮し、現状では地域を区別して取り扱う理由はないと考える。</p>
<p>○遠井委員 1 種、2 種に統合した場合は、<u>規模要件</u>だけが<u>閾値</u>になってしまっ、その他の要件は入ってこないと思うのです。そうすると、そこところは考慮の余地は一切ないと考えるべきなのか、その辺を一つ伺いたかったのです</p> <p>2 番目は、仮に<u>アセスが開始された場合の考慮要件</u>として、実際にどういうものが入ってくるのかということです。</p>	<p>○規模要件の指標について</p> <p>法においては、次の理由から総出力を規模要件の指標としており、条例においても同様としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・低周波音や動植物に関する苦情の発生割合は、総出力又は基数が大きくなるほど高くなっている。</li> <li>・総出力と基数とは概ね比例関係にあり、いずれかを指標とすることでもう一方の指標を代替することが可能。</li> <li>・他の発電所についても、総出力を指標としている。</li> <li>・これらを踏まえ、総出力を指標とすることが適当。</li> </ul> <p>○閾値について</p> <p>バードストライクは、必ずしも出力とは関係なく、規模が小さくても環境に大きな影響を与えるおそれがあること、また、風車による騒音・低周波音についても健康影響との因果関係が明らかになっていないことから、閾値は地域に関係なく小さく設定するべきと考える。</p> <p>○アセスが開始された場合の考慮要件</p> <p>具体的な評価項目や環境影響評価の手法は、法対象事業については「発電所アセス省令」で、条例対象事業については「技術指針」で示される。</p>

風力発電について（2／2）

委員からのご意見ご質問	事務局説明
<p>○遠井委員 <u>国の指針はどのような（配慮の）項目を含めているのか、それは十分なのか</u>ということをお教えいただけます。</p>	<p>○国の指針に示されている事項</p> <p><u>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」</u>（環境省 平成 23 年 1 月策定）においては、国内外の最新の知見を取り入れ、様々な調査手法や解析手法等が示されている。主な参考事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、自治体の関係法令</li> <li>・ 鳥類の保護上重要な区域</li> <li>・ 渡り経路</li> <li>・ ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地</li> <li>・ ガン類の集結地における飛翔高度</li> <li>・ 人間活動に伴う鳥類の誘引</li> <li>・ 衝突リスクの高い地形条件</li> <li>・ 衝突リスク評価のための調査方法</li> <li>・ 衝突リスク解析</li> <li>・ 保全措置（風車の配列、羽根の色、ライトアップ、弾力的運用管理等）</li> <li>・ 事後調査方法 等</li> </ul> <p>また、上記手引き以外に、騒音・低周波音に関しては「平成 23 年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書」（平成 24 年 5 月 環境省）、景観に関しては自然公園法上の許可の際の技術的ガイドラインとして「<u>風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン</u>」（環境省 平成 23 年 3 月策定）などがある。</p> <p>○それは十分なのか</p> <p>手引きの使い方の中で「鳥類等の生態については未解明の部分も多く、また風力発電施設の設置に関する影響についての事例も少ない。従って、本書に書かれたことですべての案件に対応できるわけではなく、最新の知見を踏まえて柔軟に対応を検討していく必要がある。また、調査や影響評価等の検討にあたっては、関係する専門家の指導助言を仰ぐことが肝要である。」と記載されている。</p>
<p>○遠井委員 風力発電に関し、さまざまな環境に対する影響を配慮するものは（札幌市の）<u>バードストライクに関する指針</u>の方で検討の余地があるということでしょうか。</p>	<p>○バードストライクに関する指針について</p> <p>ここで言う「バードストライクに関する指針」は、条例対象以下の小規模な事業の環境配慮のための指針と考えるが、改正条例においては、より小規模な事業から対象とすることで小規模な事業への環境配慮に対応したい。</p>